

板橋区景観アドバイザー設置要綱

平成23年8月1日 区長決定

(設置)

第1条 東京都板橋区景観条例（平成23年板橋区条例第9号。第2条において「条例」という。）第17条第1項及び東京都板橋区景観条例施行規則（平成23年板橋区規則第17号）第13条に基づき、景観アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(職務)

第2条 アドバイザーは、条例第17条第2項各号に掲げる事項について、都市整備部長が指定する時間及び場所において必要な助言をするものとする。

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、景観まちづくりについて実務経験と専門の学識を有する者のうちから区長が委嘱する。

2 委嘱するアドバイザーは若干名とする。

(委嘱期間)

第4条 アドバイザーの委嘱期間は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(謝礼及び支払方法)

第5条 アドバイザーに対する謝礼は、予算の範囲内で支払うものとし、支払方法とともに別に定める。

(守秘義務)

第6条 アドバイザーは、職務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

(解職)

第7条 区長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 自己の都合により、解職を申し出たとき。
- (2) 心身の故障等の理由により、職務の遂行に支障があると認められるとき。
- (3) アドバイザーとしてふさわしくない行動があったとき。
- (4) 前条の規定に違反したとき。
- (5) その他職務の遂行に必要な適格性を欠くと認められるとき。

(実施細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に都市整備部長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。